

平成 30 年度第 1 回障害児通所支援事業所集団指導

日時：平成 30 年 8 月 31 日（金） 10：00～12：00

場所：瑞穂文化小劇場

1 開 会

2 議 題

(1) 水防法等による避難確保計画の作成等の義務について

(2) 人員・設備・運営に関することについて

- ア 自己評価結果等公表について
- イ 身体拘束等の記録について
- ウ 従業者の配置について
- エ 事故報告について

(3) 報酬に関することについて

- ア 定員の遵守及び児童指導員等加配加算の適正な算定について
- イ 児童発達管理責任者欠如減算の取扱いについて
- ウ 児童発達管理責任者の研修未受講事業所の取扱いについて
- エ 主に重症心身障害児を通わせる事業所の従業者について
- オ 放課後等デイサービスにおける報酬区分の算定について
- カ 看護職員加配加算について

(4) 請求事務に関することについて

- ア 受給者証の確認と記載について
- イ 体制等に関する届出と請求内容の整合性について
- ウ 請求情報の作成について
- エ 上限額管理について
- オ 支給量の管理について
- カ 過誤申立について
- キ 審査支払事務の見直しについて

(5) 指導に関することについて

- ア 平成 29 年度の実地指導における主な指摘事項について
- イ 障害児通所支援事業所の行政処分について

(6) その他

- ア 新規指定相談の目安について
- イ 「ウェルネットなごや」の特に確認を要するページについて（障害児支援）

3 閉会

(名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課子ども発達支援係)

水防法等による避難確保計画の作成等の義務について

名古屋市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の所有者又は管理者には、水防法又は土砂災害防止法の規定により、避難確保計画の作成・提出及び訓練の実施の義務が発生します。

以下により、所有又は管理されている施設が対象となるかご確認いただくとともに、対象となる場合には避難確保計画の提出をお願いします。

1 対象施設

(1) 洪水浸水想定区域内（浸水深 0.5m 以上）の要配慮者利用施設

▶ 浸水想定区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップ及び国・愛知県の浸水想定区域図*により、施設付近における浸水想定区域を確認することができます。

※ 一部河川については、国・県から想定最大規模の浸水想定区域が公表されております。

【H30. 6 末時点：庄内川、矢田川、木曾川、新川、五条川、大山川】

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 消防・防災・危機管理 ▶ 防災
▶ 風水害 ▶ あなたの街の洪水・内水ハザードマップ

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-6-0-0-0-0-0-0.html>

【ページ内に国・県の浸水想定区域図へのリンク有】

▶ 義務付け施設の確認方法

要配慮者利用施設一覧表により、地域防災計画に掲載されている施設（義務付け施設）を確認することができます。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 消防・防災・危機管理 ▶ 防災
▶ 風水害 ▶ 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について

<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設

▶ 土砂災害（特別）警戒区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップや「マップあいち」（愛知県）により、施設付近における土砂災害（特別）警戒区域を確認することができます。

マップあいち <https://maps.pref.aichi.jp/>

▶ 義務付け施設の確認方法

要配慮者利用施設一覧表により、地域防災計画に掲載されている施設（義務付け施設）を確認することができます。

2 避難確保計画の作成等の義務

(1) 避難確保計画の作成・提出

避難確保計画は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めるものです。

なお、想定浸水深については、洪水・内水ハザードマップ及び国・県の浸水想定区域図のうち、より大きい浸水深を適用し計画を作成してください。

①提出書類

次の書類をそれぞれ3部提出してください。

- 1) 避難確保計画作成（変更）報告書
- 2) 避難確保計画

②提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

③作成方法

名古屋市公式ウェブサイトに避難確保計画作成様式（水害編）及び（土砂災害編）を掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、作成済の非常災害対策計画に必要事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます（提出は必要）。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 消防・防災・危機管理 ▶ 防災
▶ 風水害 ▶ 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について
<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき、既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施を以って代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知してください。

(3) その他

- ①提出済の避難確保計画に変更が生じた場合は、変更計画の提出をお願いします。
- ②提出された避難確保計画のうち1部は、確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- ③避難確保計画が提出されない場合には、施設名を公表することがあります。
- ④避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「きずなネット防災情報」をご活用ください。

<お問い合わせ先>

名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室 井深・岩永 (TEL : 052-972-3527)

水防法等における 避難確保計画の作成等の義務について

— 災害時における避難情報と施設利用者の安全確保 —

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

① 東海豪雨（H12.9）



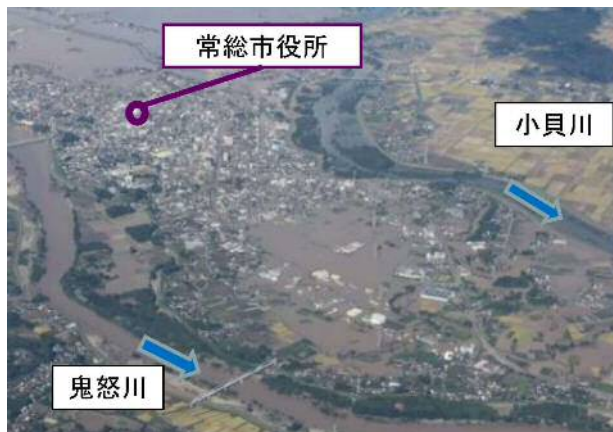
時間最大降雨量 97mm、
総降雨量 566.5mmを記録
(名古屋地方気象台)

新川の破堤等により、
市内の広範囲で浸水被害
(市域の約37%)

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

② 関東・東北豪雨 (H27.9)

(国土交通省HPより)



茨城県常総市において、鬼怒川の破堤等により、
広範囲で浸水被害(常総市域の約1/3)

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

③ 北海道・東北豪雨 (H28.8)

(国土交通省HPより)



岩手県にて小本川氾濫により高齢者施設の入所者9名が死亡

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

④ 平成30年7月豪雨（H30.7）

岡山県倉敷市真備町（国土交通省HPより）

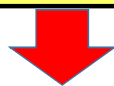


西日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

避難に関する情報は3種類あります！

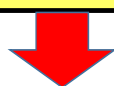
① 避難準備・高齢者等避難開始

・高齢者など避難に時間を要する人は避難を開始する目安の段階



② 避難勧告

・避難場所等へ避難する段階



③ 避難指示（緊急）

・避難していない場合は、直ちにその場から避難を開始する段階
・外出することで、かえって命に危険が及ぶような状況では、施設内のより安全な場所に避難

避難に関する情報の入手方法は？

防災スピーカー



広報車



テレビ・ラジオ



緊急速報メール



「きずなネット防災情報」で情報入手

「きずなネット防災情報」とは

- ・本市から、避難に関する防災情報等を「電子メール」で携帯電話やパソコンのメールアドレスに直接配信するサービスです
- ・「登録」をお願いします

雨水(あまみず)情報の提供

排水ポンプの運転状況を名古屋市上下水道局のホームページで公開

雨水(あまみず)情報

注意報・警報の情報 (名古屋市) ...現在出ている情報をお知らせします。

雨量情報 ...雨量の状況がご覧いただけます。

- 気象庁レーダー (名古屋市)
- J-FLONETレーダー画像情報 (国交省)

河川情報 ...水位および雨量がご覧いただけます。

- 庄内川 (国交省)
- 新川-天白川 (愛知県)
- 名古屋市管理の河川等 (名古屋市)

防災気象情報 (名古屋市)

災害緊急情報 (名古屋市) / 洪水・内水ハザードマップ

排水ポンプの運転状況 排水ポンプとは...

主な雨水の排水ポンプの運転状況を見ることが出来ます。

お住まいの地域を担当する排水ポンプを、住所・郵便番号から調べる
区名、町名で探す

区名を選択し、次に町名を選択してください。町名がない場合は、その他の町名を選択してください。

区名: 区を選択してください | 町名: ▼町名を選択してください | 検索

郵便番号で探す

半角数字で入力して下さい。
名古屋市外、事業所宛または河川敷などの郵便番号には対応していません。


郵便番号: | 検索

お住まいの地域を担当する排水ポンプを、河川系地図から調べる
平成27年05月19日 18:26現在 (5分毎に更新されます)

河川系名をクリックすると、各河川系の排水ポンプ施設の一覧が表示されます。
(赤色は排水ポンプ運転中、緑色は停止中の河川系を表します。)


**気象・防災情報の
リンクの集約**

**排水ポンプ
運転状況の公開**



中村ポンプ所運転状況

平成26年04月30日 10:07現在 (5分毎に更新されます)





●は運転中 ●は停止中 ●はデータ受信障害

[詳細雨量状況図](#)
[気象庁レーダー-アマタス](#)

総排水能力	毎分2180立方メートル
所在地	中村区清助町2-18
放流先河川	庄内川
排水ポンプ管理部所名	上下水道局西部打出水処理事務所岩塚水処理センター 電話:052-412-2571
備考	

凡例

 運転中

 停止中

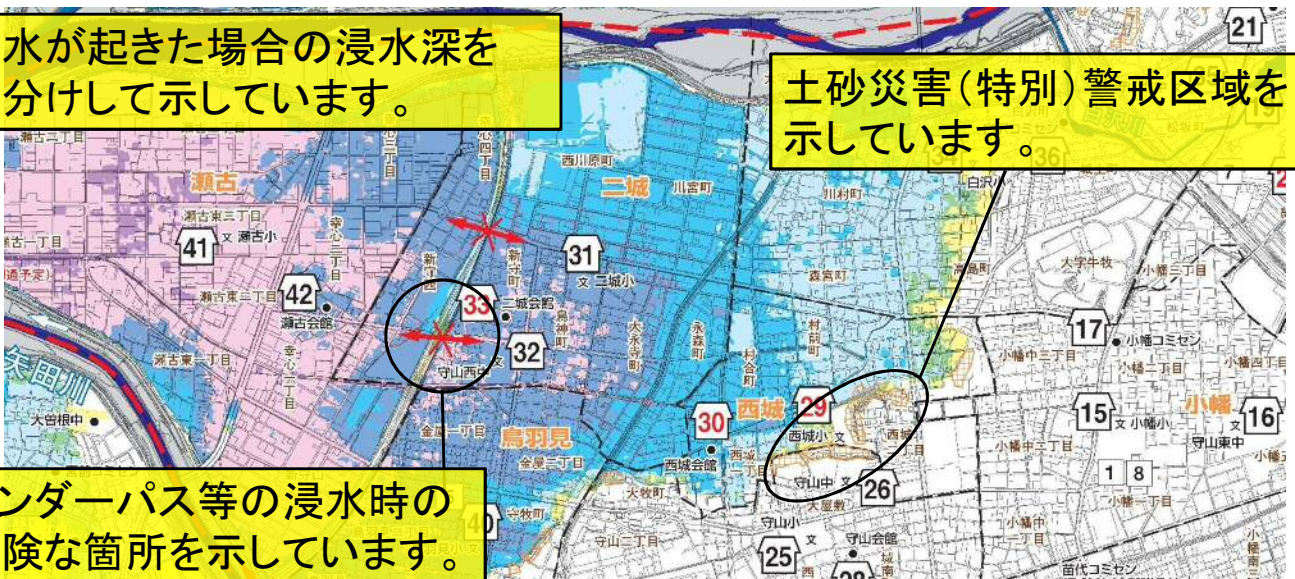
水害・土砂災害のリスクを確認

＜洪水・内水ハザードマップ＞

洪水が起きた場合の浸水深を色分けして示しています。

土砂災害(特別)警戒区域を示しています。

アンダーパス等の浸水時の危険な箇所を示しています。

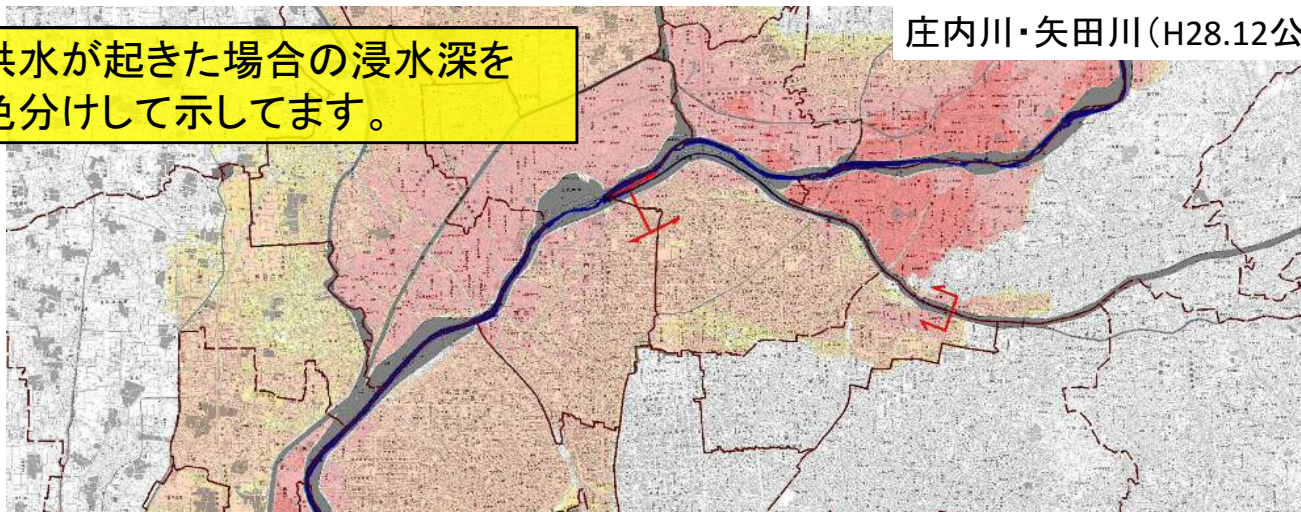


水害・土砂災害のリスクを確認

＜想定最大規模の浸水想定区域(国・県)＞

庄内川・矢田川(H28.12公表)

洪水が起きた場合の浸水深を色分けして示しています。



公表河川(H30.6末時点): 庄内川、矢田川、木曽川、新川、五条川、大山川

適時適切な避難行動をとりましょう！ 避難行動は「ナゴヤ避難ガイド」で確認

「ナゴヤ避難ガイド」には、指定緊急避難場所や指定避難所の位置、災害時の避難の仕方等の説明が記載されています

本ガイドを読みながら、災害時の避難行動をイメージし、施設の近くの指定緊急避難場所と指定避難所を確認しておきましょう



避難先は「指定緊急避難場所」へ

イ 相原学区				
(1)風水害				
番号	施設名称	所在地	指定緊急避難場所 洪水・内水はん濫 土砂災害	指定避難所
イ1	相原小学校	若田一丁目301	2階以上	○
イ2	鳴海中学校	六田二丁目96	○	○
イ3	相原コミュニティセンター	若田二丁目1102	○	○
イ4	緑スポーツセンター	相原郷一丁目2901	○	○
(2)地震災害				
番号	施設名称	所在地	指定緊急避難場所 津波	指定避難所
イ1	相原小学校	若田一丁目301	○	○
イ2	鳴海中学校	六田二丁目96	-	○
イ3	相原コミュニティセンター	若田二丁目1102	-	○
イ4	緑スポーツセンター	相原郷一丁目2901	-	○

※相原学区内に津波の浸水想定はありません。



指定緊急避難場所



命を守るため、
「災害の危険から逃げるための場所」
(災害の種類ごとに異なる)

避難確保計画の作成と避難訓練の実施

【水防法・土砂災害防止法の規定】

浸水想定区域内・土砂災害(特別)警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の義務

- ① 避難確保計画※の作成
- ② 訓練の実施

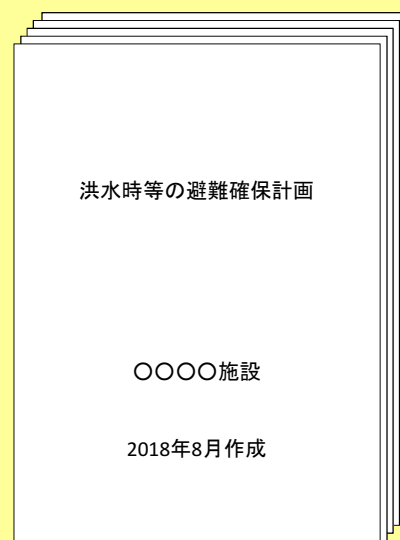
※ 施設利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画

避難確保計画の記載事項について

- 水害・土砂災害時の防災体制
- 施設利用者の水害・土砂災害時の避難誘導
- 施設の整備(情報収集・伝達体制、避難誘導に使用する設備又は資機材等の整備)
- 防災教育及び訓練の実施 等

避難確保計画 作成様式

- 名古屋市公式ウェブサイト、避難確保計画作成様式(EXCEL)を掲載しています
- 施設情報や避難関連事項を入力することで、避難確保計画が作成できますので、参考にしてください



避難確保計画の提出

提出場所：施設の所在するの区の区役所総務課
又は 消防署総務課

部数：3部

提出時期：避難確保計画作成後、速やかに提出
をお願いします

災害を想定した訓練の実施

- ・気象情報や避難情報等の情報伝達訓練
- ・施設利用者の避難誘導訓練
- ・避難経路等の確認のための移動訓練
- ・施設利用者の保護者等への連絡訓練
- ・上階への移動訓練 等